

知財マネジメント強化事業 実践支援取組紹介（５） 『なら酒1504』知財ミックス戦略案の検討

奈良県農業研究開発センター
弁護士法人啓葉法律事務所 加藤 卓 弁護士

農林水産省委託事業令和6年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

●事業概要

農林水産省「令和6年度みどりの食糧システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業『知財マネジメント強化』」（以下本事業）では、平成30年度より、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人、都道府県の公設試験場や農林水産技術会議事務局が直接又は間接的に委託等より実施する研究開発に参画する機関における適切な知財マネジメントの実施や知財マネジメント能力の向上に資するため、知財マネジメントに高度な専門知識を有する専門家による個別の助言活動と共に知財マネジメントの手引きの策定・普及活動を実施しています。

本事業では、令和5年度から知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関を選定し、約5か月/1事業年度にわたって、専門家による重点的な支援を実施してきました。

本紙では、実践支援の取り組みの一部をご紹介します。これから知財マネジメントの実践に取り組む公的研究機関や公的研究機関を支援する専門家、支援機関の皆様にとって参考になれば幸いです。

●専門家紹介

弁護士法人啓葉法律事務所

弁護士 加藤 卓

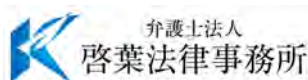
支援得意分野：一般企業法務（契約、労務、訴訟等）、知的財産取引（ブランド育成、侵害対応等）、事業承継、事業再生（企業農業部門のカーブアウトM&A等）

●参加機関紹介

奈良県農業研究開発センター

業務内容：奈良県の食と農の振興を目指して、5つの重点目標に向けた研究開発を実施。研究成果である知的財産の保護と活用を行う。

▼ 事務所ロゴ（専門家提供）



▼ 事務所ホームページ



▼ センター外観（奈良県農研提供）



▼ センターホームページ



●奈良県農業研究開発センターの支援ニーズ・課題

- 2024年に奈良県として初めて酒米の品種登録出願を行ったが、イチゴや主食用米とは異なり、酒米は醸造加工された形で消費者に届くため、育成者権のみの品種戦略では知的財産のより効果的な活用が難しく、またブランド化や知的財産の活用に向けては農業者団体や酒造組合との連携・調整が必要となった
- 上記連携・調整を効果的かつ効率的に進め、複数事業者が一丸となって「なら酒1504」のブランディングを推し進めていくために専門家のアドバイスを受け、知的財産ミックス戦略の検討を行うこととなった

●専門家による支援の内容

- 課題・支援ニーズ、支援対象品種の特性、酒造組合が検討している事業戦略についてヒアリングを行い、奈良県の想定した活用方針と酒造組合が検討している活用方針の調整の必要があることを助言
- 酒造組合の商標許諾方針を深掘りし、許諾基準の明確化や商標使用に関する留意点等を助言
- マニュアルの骨子案をドラフトし、奈良県に提供（具体的な内容は奈良県が検討）
構成：①戦略策定の目的、②新品種「なら酒1504」について、③知財ミックス戦略、④育成者権侵害に対する厳格な対応、⑤おわりに
- 育成者権の保護方針を前提としたPR戦略の重要性、許諾契約を1年単位とした随時見直しの運用等、戦略案の作成に伴う助言を実施

●取り組みの成果と今後の展望

- 「なら酒1504」知財ミックス戦略案を作成
- 今後は、知財ミックス戦略案をベースに農業者団体や酒造組合との本格的なブランディング活動を行っていく
- また、たとえ担当者が異動しても次の品種検討時に今回の経験を活かすことができるよう、知財ミックス戦略案策定までの過程で検討した項目やポイント・苦労点等を整理していく



▲ なら酒1504、その他品種等の写真（奈良県提供）

●関係者コメント

新品種を利用する食品のブランド化を進めるには、種苗法や商標法、独占禁止法等、配慮すべき様々な法律の知識が必要です。県は自ら商売をしないため、品種の保護と活用にあたっては、事業を行う主体間との調整も必要です。こうした課題に先を見越して的確に専門家より助言いただくことで、ブランド戦略策定を効果的に行うことができました。



奈良県農業研究開発センター



加藤 卓弁護士

奈良県が高い志をもって目指すブランド戦略策定に関与できたことを光栄に存じます。将来的には農林水産物・食品の輸出に貢献できるブランドになることを期待します。

※本紙に関して支援先機関への直接のお問い合わせは控えていただきますようお願いいたします